

特定非営利活動促進法施行条例施行規則

公布 平成10年10月26日北海道規則第140号
 改正 平成15年 3月14日北海道条例第 12号
 改正 平成17年 3月 4日北海道規則第 2号
 改正 平成18年 3月31日北海道規則第 72号
 改正 平成18年 4月28日北海道規則第 82号
 改正 平成20年11月28日北海道規則第106号
 改正 平成22年 3月24日北海道規則第 17号
 改正 平成24年 3月30日北海道規則第 44号
 改正 平成25年 3月22日北海道規則第 21号

(趣旨)

第1条 この規則は、特定非営利活動促進法施行条例（平成10年北海道条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書等の様式)

第2条 次の表の左欄に掲げる申請書、補正書、届出書、提出書又は証明書は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式によるものとする。

条例第2条第1項の申請書	別記第1号様式
条例第3条第2項（条例第7条第4項及び第18条第2項において準用する場合を含む。）の補正書	別記第1号様式の2
条例第4条の届出書	別記第2号様式
条例第6条第1項（条例第25条第1項（条例第33条において準用する場合を含む。）の規定により適用する場合を含む。）の届出書	別記第3号様式
条例第7条第1項の申請書	別記第4号様式
条例第8条（条例第25条第1項（条例第33条において準用する場合を含む。）の規定により適用する場合を含む。）の届出書	別記第5号様式
条例第9条（条例第25条第1項（条例第33条において準用する場合を含む。）の規定により適用する場合を含む。）の提出書	別記第5号様式の2
条例第11条条例第25条第1項（条例第33条において準用する場合を含む。）の規定により適用する場合を含む。）の提出書	別記第5号様式の3
条例第12条第2項の提出書	別記第5号様式の4
条例第14条の申請書	別記第6号様式
条例第15条第1項の届出書	別記第7号様式
条例第15条第2項の届出書	別記第8号様式
条例第16条の申請書	別記第9号様式
条例第17条の届出書	別記第10号様式
条例第18条第1項の申請書	別記第11号様式
条例第20条において準用する条例第4条の届出書	別記第12号様式
条例第21条の申請書	別記第13号様式
条例第24条の申請書	別記第14号様式
条例第25条第2項（条例第33条において準用する場合を含む。）の提出書	別記第15号様式
条例第26条（条例第33条において準用する場合を含む。）の届出書	別記第16号様式
条例第28条（条例第33条において準用する場合を含む。）の提出書	別記第17号様式
条例第29条（条例第33条において準用する場合を含む。）の提出書（助成金の支給に係るものに限る。）	別記第18号様式
条例第29条（条例第33条において準用する場合を含む。）の提出書（海外への送金又は金銭の持出しに係るものに限る。）	別記第19号様式

条例第30条第2項の提出書	別記第20号様式
条例第32条の申請書	別記第21号様式
条例第33条において準用する条例第30条第2項の提出書	別記第22号様式
条例第34条において準用する条例第21条及び第32条の申請書	別記第23号様式
特定非営利活動法促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第41条第3項（法第64条第7項において準用する場合を含む。）の職員の身分を示す証明書	別記第24号様式

（認定に係る申請書の記載事項）

第3条 条例第21条第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業年度
- (2) 過去の法第44条第1項の認定及びその取消しの有無
- (3) 過去の法第58条第1項の仮認定及びその取消しの有無
- (4) その申請において適用するパブリックサポートテスト基準（法第45条第1項第1号に規定する広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準をいう。以下同じ。）
- (5) 主たる事務所以外の事務所の責任者の氏名及び役職名

（認定の有効期間の更新に係る申請書の記載事項）

第4条 条例第24条第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業年度
- (2) その申請において適用するパブリックサポートテスト基準
- (3) 主たる事務所以外の事務所の責任者の氏名及び役職名

（仮認定に係る申請書の記載事項）

第5条 条例第32条第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業年度
- (2) 過去の法第44条第1項の認定の有無
- (3) 過去の法第58条第1項の仮認定の有無
- (4) 主たる事務所以外の事務所の責任者の氏名及び役職名

（合併の認定に係る申請書の記載事項）

第6条 条例第34条において準用する条例第21条第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業年度
- (2) その申請において適用するパブリックサポートテスト基準
- (3) 合併後存続する法人又は合併によって設立する法人の主たる事務所以外の事務所の責任者の氏名及び役職名

2 条例第34条において準用する条例第32条第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業年度
- (2) 合併後存続する法人又は合併によって設立する法人の主たる事務所以外の事務所の責任者の氏名及び役職名

（書類の規格）

第7条 条例及びこの規則の規定により知事に対して提出する書類は、日本工業規格A列4番とする。ただし、官公署が発給した文書については、この限りでない。

（情報通信の技術を利用する方法による申請等の指定）

第8条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行わせることができる同法第2条第6号に規定する申請等は、法第10条第1項の規定による申請、法第13条第2項の規定による届出、法第23条第1項の規定による届出、法第25条第4項の規定による申請（所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合を除く。）、同条第6項の規定による届出及び法第29条の規定による提出とする。

（情報通信の技術を利用する方法による手続等）

第9条 前条に掲げる申請等並びに法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧、法第12条第3項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による通知、法第30条の規定による閲覧、法第43条第4項の規定による交付及び法第56条の規定による閲覧を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条から第5条までの規定により電子情報処理

組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号）第4条、第5条第1項及び第2項、第6条並びに第7条の規定の例による。

（情報通信の技術を利用する方法による書面の保存等）

第10条 特定非営利活動法人が、法第75条の規定により読み替えて適用される民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号。以下「読替え後の電子文書法」という。）第3条第1項又は第4条第1項の規定に基づき、電磁的記録による保存又は作成を行う場合は、北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年北海道規則第69号）第4条又は第6条の規定の例による。

2 特定非営利活動法人が、読替え後の電子文書法第5条第1項の規定に基づき、電磁的記録による縦覧等を行う場合は、同項に規定する事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法により行わなければならない。

附 則

この規則は、平成10年12月1日から施行する。

附 則（平成15年3月14日規則第12号）

1 この規則は、平成15年5月1日から施行する。

2 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第4号）附則第2項に規定する特定非営利活動法人についての同項に規定する期間に係るこの規則による改正後の特定非営利活動促進法施行条例施行規則別記第5号様式の2の規定の適用については、同様式中「前事業年度」とあるのは、「前年」とする。

附 則（平成17年3月4日規則第2号）

1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成18年3月31日規則第72号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の次に3条を加える改正規定（第6条に係る部分に限る。）は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月28日規則第82号）

1 この規則は、平成18年5月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成20年11月28日規則第106号抄）

1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成22年3月24日規則第17号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に公布されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成24年3月30日規則第44号抄）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特定非営利活動促進法施行条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の特定非営利活動促進法施行条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

